

八戸市生活保護受給者等就労準備支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の名称

八戸市生活保護受給者等就労準備支援事業業務

2 業務内容

別紙「八戸市生活保護受給者等就労準備支援事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

なお、事業の実施状況等を勘案した上で、双方合意の上、令和7年4月1日から令和11年3月31日まで、各年度の予算の範囲内で引き続き委託することを予定している。（契約は単年度契約。）

4 委託料

36,597,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

※但し、予算の確保が前提となるため、次年度以降の委託料を約束するものではない。

※委託料の額は、申請者の提案事項である。

5 提案募集事務局

八戸市福祉部福祉事務所生活福祉課

所在地： 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号

電話： 0178-43-2111（内線5065、5063）

F a x： 0178-43-2285

電子メールアドレス： seikatuf@city.hachinohe.aomori.jp

担 当： 津村・橋本

6 応募資格等

応募を行うものは、下記(1)①から④までの資格を満たすことを要する。なお、グループ申請を行う場合は(2)に留意すること。

(1) 応募資格

- ① 本事業の趣旨を十分理解するとともに、事業に必要なスタッフを有し、委託業務を的確に遂行できること。
- ② 八戸市内に本店、支店又は事業所を有し、申請時点で1年以上の事業実績を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。（法人格は必要としないが、個人での応募は不可。）
- ③ 法人等又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しないもの
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ウ 申請時において、八戸市の指名停止措置を受けているもの

- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による手続を行っているもの
 - オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員若しくは構成員でなくなった日から 5 年を経過しないもの
 - カ オに掲げる者の統制の下にある団体と認められるもの
 - キ 直近 2 年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税を滞納しているもの
 - ④ 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成 24 年 9 月 25 日実施）第 2 条第 3 号に掲げるものでないこと。
 - ⑤ 有料職業紹介事業、無料職業紹介事業、一般労働者派遣事業のいずれかの許可を、業務開始までに得られるもの。
- (2) グループ申請を行う法人等に関する留意事項
- ① 複数の法人等がグループを構成して申請を行う場合は、グループの代表となる法人等を定め、当該代表法人等が申請を行うこと。なお、代表となる法人等は当該グループでの責任割合が最大であることを要する。
 - ② グループ構成員のすべてが上記(1)①から④までの資格を満たすこと
- (3) 複数応募の禁止
- ① 単独で応募した法人等はグループ申請の構成員になることはできない。
 - ② グループの構成員は、他のグループの構成員となることはできない。

7 スケジュール

事業者選定等に係るスケジュールについては、次のとおりとする。

時 期	内 容
令和 5 年 10 月 2 日（月）	プロポーザル公募開始
令和 5 年 10 月 23 日（月）午前 8 時 30 分から	説明会の開催
令和 5 年 10 月 27 日（金）午後 5 時	質問受付締め切り
令和 5 年 11 月 21 日（火）午後 5 時	企画提案書の提出締め切り
令和 6 年 1 月 10 日（水）	プレゼンテーション・選定委員会の開催
令和 6 年 1 月中旬	選定結果の通知
令和 6 年 4 月 1 日（月）	事業開始

※ 日程については、八戸市の都合により変更する場合がある。

8 説明会の開催

事業概要に関する説明会を下記のとおり開催する。（出席は応募の必須要件ではない）

- (1) 開催日時
令和 5 年 10 月 23 日（月）午前 8 時 30 分（50 分程度の予定）
- (2) 開催場所
八戸市庁（別館 7 階会議室 A）
- (3) 申込方法
令和 5 年 10 月 17 日（火）の午後 5 時までに、申込書（別記第 1 号様式）により、5 の提案募

集事務局に Fax 又は電子メールで申し込むこと。(原則、1 法人等 3 人まで。)

9 質問の受付及び回答

本要領及び仕様書について質問がある場合は、次のとおり質問書を提出することができる。ただし、企画提案書の作成、提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る内容など、本業務の実施に必要ないと判断される質問は受付しない。

(1) 受付期間

令和 5 年 10 月 27 日 (金) 午後 5 時まで

(2) 質問方法

質問票 (別記第 2 号様式) により Fax 又は電子メールにて 5 の提案募集事務局に提出し、通信確認を電話にて行うこと。

(3) 回答方法

説明会までに受けた質問は可能な範囲で説明会にて回答する。その後の未回答の質問は、質問者に直接回答した上で、令和 5 年 10 月 31 日 (火) 午後 5 時までに八戸市ホームページ上に全ての質問と回答内容を公表する。

10 企画提案書等の提出

本プロポーザルに応募を希望する者は、次のとおり企画提案書等を 5 の提案募集事務局に提出すること。

(1) 提出期間

令和 5 年 10 月 2 日 (月) ~ 令和 5 年 11 月 21 日 (火) 午後 5 時 (必着)

(2) 提出方法

下記必要書類を持参又は郵送により提出すること。持参の場合、土日祝日を除く午前 8 時 15 分から午後 5 時まで、郵送の場合は配達証明付き書留郵便等とし、提出期限までに必着とする。

(3) 提出書類及び部数

① 公募型プロポーザル応募申込書 (別記第 3 号様式) 1 部

② 定款、規約又はこれらに準ずる書類 1 部

③ 法人等の概要及び財務諸表 (令和 4 年度分) 各 1 部

④ 役員の氏名・住所等一覧表 (別記第 4 号様式) 1 部

⑤ 履歴事項全部証明書 1 部 (提出日から 3 か月以内に発行されたもの)

⑥ 納税証明書 (直近 2 事業年度分)

ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書 (国税通則法施行規則別紙 9 号書式その 3 の 3。法人格のない団体については、団体の代表者の所得税)

イ) 県税 (法人事業税、法人県民税) に係る納税証明書

ウ) 市税に滞納がないことの証明書

※納税義務がない場合は申立書 (別記第 5 号様式)

※法人税等が減免によって 0 円となっている場合も、当該証明書を提出すること。

⑦ 応募申請に係る申立書 (別記第 5 号様式)

⑧ 誓約書 (別記第 6 号様式)

⑨ 過去 3 年間分の就労支援に係る事業の実績 (別記第 7 号様式)

⑩ 事業収支予算書（別記第8号様式）

⑪ 有料職業紹介事業、無料職業紹介事業、一般労働者派遣事業のいずれかの許可証写し 1部

⑫ 企画提案書（任意様式）正本1部、副本（すべて写し）6部

※ 作成にあたっては、下記(4)の企画提案書の記載要領の内容を十分に留意すること。

(4) 企画提案書の記載要領

別紙の仕様書に基づき、次の項目を前提として、創意工夫のある提案を求めるものとする。

なお、企画提案書はA4判・横書きの任意様式とし、必要に応じて絵、図を用い、分かりやすく記載すること。

① 事業に対する基本的な考え方

現在の社会情勢等を踏まえ、受託業務を実施する上での基本的な考え方や方針を簡潔に記載すること。

② 事業の目標値について

当市における優先的支援対象者母数（約130人を想定）に対して、委託期間内における支援目標数（受入可能人数）を記載すること。さらに、支援対象者の就職率や職場定着率、勤労意欲向上率、求人開拓件数等の目標値を記載し、各種支援の実施を通じて、対象者をどのような段階にステップアップさせることを目標とするかも含めて、具体的に記載すること。

なお、本業務を取り巻く状況としては、ここ数年の事業実施により比較的稼働能力の高い対象者層は既に稼働開始に繋がっており、より複雑で困難な就労阻害要因を抱える継続対象者が増加している状況であることから、『仕様書6（1）【参考】：目標数値の考え方』を踏まえて、実現可能な目標値を設定すること。

③ 組織体制・運営体制について

ア 直接担当部門の運営体制（指揮系統、責任体制、委託契約や経理事務を担当する体制を含む）及び社内のバックアップ体制について記載すること。

イ 令和2年度～4年度において、国・地方公共団体等から受託した類似業務の活動実績があれば、記載すること。

ウ 提案法人等の情報セキュリティ基本方針について簡潔に記載すること。また、情報セキュリティマネジメントシステムに関し、ISO/IEC27001やJISQ27001等の認証を受けている場合は、その登録証の写しを添付すること。

エ 支援対象者の個人情報適切に管理する体制及び方法等について記載すること。また、個人情報保護マネジメントシステムに関し、一般財団法人日本情報経済社会推進協会の認証を受けている場合には、プライバシーマーク使用許諾証の写しを添付すること。

④ 業務内容・運営方法について

業務内容について、具体的に記載すること。

なお、以下のア～エまでの各業務が有機的に連携を取り、効率的かつ効果的な業務運営が可能となるような工夫等についても記載すること。あわせて、各業務の進捗管理方法や業務従事者の業務遂行能力を維持・向上させるための取組についても記載すること。

ア カウンセリング業務

○ 業務に従事する心理士等の経験、資格等を記載すること。次項に掲げるキャリアカウンセラーとの連携に加え、八戸市福祉事務所との連携についても記載すること。

○ カウンセリングの対象とする支援対象者の目標数、支援方針の区分や個々の支援対象者に

対する支援方針の決定方法に加え、カウンセリングを通じた支援内容等について記載すること。

- その他、目標を達成するために必要とする支援について記載すること。

【参考：本業務の担当者（心理士等）について】

本業務の支援対象者には精神疾患が疑われる方や精神疾患の罹患歴があり、病状が快方に向かっている方、あるいは過去にいじめやDV等に遭った被害者やひきこもり・ニートの方なども含まれると見込まれることから、対象者の心理状態の把握を行い、その後の支援計画の策定を行うほか、必要に応じて支援中における精神面のケア等を行っていただくことを想定している。また、ひきこもり・ニートの者に対しては、必要時に家庭訪問（ケースワーカー同行）を実施して、心理状態の把握を行う。

このような業務を担当することを踏まえ、適切な人員を配置すること。

イ 就労意欲喚起業務

- 業務に従事するキャリアカウンセラーの経験、資格等を記載すること。上記カウンセリング業務担当者との連携を通じた支援計画の策定から、職業訓練コーディネーターや求人開拓員との連携による、支援対象者の就職までのサポートについて、その方法を具体的に記載すること。
- 八戸市福祉事務所職員と連携して業務を進めることについて、考え方や取組等について記載すること。
- その他、目標を達成するために必要とする支援について記載すること。

ウ 就労訓練及び就労体験（いわゆる「中間的就労」）業務

- 業務に従事する職業訓練コーディネーターの経験、資格等を記載すること。
- 業務の内容については、職業訓練コーディネーターが支援対象者のニーズに応じた多様な訓練先（及び体験先）を確保し、効果的な訓練を実施すること。その形態については、受託者の創意工夫のもと実施されることとし、就労訓練（及び就労体験）の方法及び訓練先（及び体験先）の開拓方法、想定される受け皿機関について具体的に記載すること。
- 訓練（体験）期間中のフォローアップ方法や訓練（体験）期間終了後の支援体制について具体的に記載すること。なお、就労意欲喚起業務担当者及び求人開拓員との連携についても記載すること。
- 八戸市福祉事務所職員と連携して業務を進めるにあたり、考え方や取組等を記載すること。
- その他、目標を達成するために必要とする支援について記載すること。

エ 求人開拓業務

- 業務に従事する求人開拓員の経験、資格等を記載すること。
- 求人開拓及び就職決定後の職場定着までの支援体制について、その方法を具体的に記載すること。キャリアカウンセラー及び職業訓練コーディネーターとの連携についても記載すること。
- 求人開拓については、対象者の特性や能力、ニーズに応じた多様な求人先を開拓することとし、その開拓方法についても具体的に記載すること。
- 支援対象者に求人案件を提供する際のサポート（採用面接同行等）について具体的に記載す

ること。

- 開拓した求人の提供頻度及び紹介件数の目標等について記載すること。
 - 八戸市福祉事務所職員と連携して業務を進めることについて、考え方や取組等について記載すること。
 - その他、目標を達成するために必要とする支援について記載すること。
- ⑤ その他アピールポイント（任意記入）
上記の他、事業の目的に資するような独自の工夫、提案等がある場合に記載すること。
- ⑥ 事業収支予算書（別記第8号様式）
人件費、諸経費等の積算の内訳・根拠が分かるよう、できるだけ詳細に記載すること。
- ⑦ 参考（直近2か年度の事業実績）

	令和3年度	令和4年度
支援者数（人）	62	54
就労者数（人）	30	24
就労による保護廃止（件）	0	0
就労率（％）	49	55
職場定着率（％）	71	61
勤労意欲向上率（％）	70	68
求人開拓数（社）	22	20

(5) 留意事項

- ① 企画提案にあたっては、本実施要領及び仕様書を熟読し、それらを遵守すること。
- ② 1法人等につき1提案とし、複数の提案書が提出された場合は失格とする。
- ③ 提出期限後の書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
- ④ 本企画提案に係る一切の費用については、全て各提案者の負担とする。
- ⑤ 以下のいずれかに該当する企画提案は無効とする。
 - ア 虚偽の記載があった場合
 - イ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ウ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - エ 本要領に示す記載内容に従わない提案
 - オ 本要領6に定める参加資格要件を満たさない者が提出した場合
 - カ 見積金額が4の委託料上限額を超過した場合
- ⑥ 提出書類は返却しない。
- ⑦ 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、情報公開請求があった場合は、「八戸市情報公開条例」に基づき、提出書類等を公開する場合がある。
- ⑧ 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに参加辞退届（別記第9号様式）を提出すること。また、企画提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも参加辞退届（別記第9号様式）を提出すること。

11 プレゼンテーション

次のとおり提出された企画提案書を基に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

なお、応募者多数の場合は 12(4) 審査基準に基づき事前に書類選考を行い、5 者程度に選抜する場合がある。

(1) 日時・場所

令和 6 年 1 月 10 日（水）に八戸市庁内において開催することを予定しているが、詳細は別途連絡するものとする。

(2) 時間配分

1 法人等あたり 30 分程度とし、そのうち冒頭 20 分以内で提案者からのプレゼンテーションを受け、その後、選定委員会によるヒアリングを 10 分程度実施する。

※ 上記時間に法人等の入れ替え時間、準備時間は含まない。

(3) 留意事項

- ① プレゼンテーションに参加できる人数は、1 法人等 3 人までとする。
- ② 説明資料は、事前に提出した資料のみとし（追加資料は認めない）、パソコンやスクリーン等の持込み機器の使用は不可とする。

12 事業者の選定

以下の方法により、事業者を選定する。

(1) 選定委員会

選定は、八戸市職員により構成される「八戸市生活保護受給者等就労準備支援事業業務委託に係る事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において実施する。（非公開）

(2) 選定方法

選定委員会では、提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に、あらかじめ定められた(4)に示す審査基準に基づき公平な採点を行い、最も評価点の高い法人等を最優秀提案者として選定する。但し、評価点が現行の水準（7割）に満たない場合は選定しない場合もある。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、選考審査の対象から除外とする。

- ① 選考審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ② この要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ③ その他不正行為があった場合

(4) 審査基準

下表の項目について評価し、総合的な審査を行う。

審査項目	審査基準
基本的な考え方	○ 事業の趣旨への理解、事業実施に必要な知識や実績は十分か。 ○ 事業の質の維持及び継続性について信頼できるか。その上で、業務を円滑かつ効率的に行うための創意工夫、業務を遂行するための努力が感じられるか。
業務目標	○ 設定目標及びその根拠が具体的、且つ妥当か。
組織・運営体制	○ 従事者の質的・量的体制が確保されているか。その上で、担当職員

	<p>の配置、資格、資質、適性、役割分担は妥当か、また、責務は明確となっているか。</p> <p>○ 提案法人等及び業務従事者の資格や経験、類似業務での実績ほどの程度あるか。</p> <p>○ 従事者数、ローテーションなど業務の執行体制、従事者への教育体制は妥当か。</p> <p>○ 当市において、事業を円滑に実施できるだけの社会的な信用性があるか。</p> <p>○ 当市において、生活困窮者の把握及び支援に役立つネットワークと連携方法を有しているか。</p> <p>○ 情報セキュリティ、個人情報保護への取組は十分か。</p>
業務内容・運営方法	<p>○ 業務内容及び運営方法は、仕様との整合が取れているか。</p> <p>○ 目標達成のために具体的かつ効果的な取組が示されているか。</p> <p>○ 支援方法は、妥当かつ現実的であるか。</p> <p>○ 民間のノウハウが活かされた独自性のある内容であるか。</p> <p>○ 業務間の連携体制及び当市との連携方法は整っているか。</p> <p>○ 業務の進捗管理方法及び業務従事者への指導方法は適切であるか。</p>
積算内容	<p>○ 費用対効果等の観点から費用の積算内訳は妥当か。</p>

(5) 選定結果

選定結果は、令和6年1月中旬に全提案者に対して文書で通知するとともに、1月下旬に八戸市ホームページで公表する。

13 契約

(1) 見積徴収の相手先としての選定

選定結果に基づき最優秀提案者を当該業務委託契約に係る随意契約の見積徴収の相手先として選定するとともに、企画提案書の内容に基づき、業務内容の詳細や業務の遂行に必要な具体的な履行条件など詳細について協議と調整（以下「交渉」という。）を実施するものとする。

なお、交渉の結果、合意に至らない場合は次点順位者を契約候補者として契約締結に向けて交渉を行う。

(2) 契約の締結

契約に向けた交渉の結果、合意に至った場合は随意契約により契約を締結する。

(3) 契約の変更について

本業務は、公募型プロポーザル方式で契約するものであり、受託者が企画提案の段階において本業務内で想定するリスク（履行期間内における業務費の増加等）を洗い出し、その性質を把握することを求めるため、発注者から変更指示をした場合、又は発注者がリスクを負担すべき事象が発生した場合（自然災害等）を除き、原則、契約金額の変更は行わない。

(4) 個人情報の保護

事業の実施に際して入手した個人情報その他の情報の管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律その他の関係規定を遵守し、適切な管理を行わなければならない。なお、個人情報の保護については、委託期間満了後または解除された場合も適用となる。